

入 札 説 明 書

静止地球環境観測衛星の運用等事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

なお、本入札説明書は平成 21 年 9 月 4 日に公表した「静止地球環境観測衛星の運用等事業実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に関する質問・回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。

また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。なお、本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

1. 公告日 平成 22 年 1 月 29 日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 気象庁総務部長 福内直之
東京都千代田区大手町 1 - 3 - 4

3. 事業概要

(1) 事業名 静止地球環境観測衛星の運用等事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

静止地球環境観測衛星「ひまわり 8 号」及び「ひまわり 9 号」（いずれも仮称。以下「本事業衛星」という。）の衛星管制を行うために必要な施設

(3) 事業場所 別紙 1 を参照のこと

(4) 事業内容

本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 6 条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定められる株式会社（以下「SPC」という。）を設立し、当該 SPC が落札者とされた者の提案に基づき、本事業を実施する。

以下に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、「静止地球環境観測衛星の運用等事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）（資料-1）及び「静止地球環境観測衛星の運用等事業 業務要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）（資料-2）を参照のこと。

① 対象施設及び対象設備の概要

本事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、本事業衛星の衛星管制を行うために必要な衛星管制施設であり、本事業の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、本事業衛星の衛星管制及び観測データの受信・処理・伝送に係るシステム等である。

② 対象施設及び対象設備の整備等に関する業務

SPC は、対象施設及び対象設備の整備等を行う。この場合、対象施設及び対象設備につ

いては、必ずしも全てについて自ら所有権を有している必要はないが、平成 42 年 3 月 31 日又は本事業衛星の軌道外投棄が終了するまでのいずれか遅い時点（以下「事業期間等終了時点」という。）まで、確実に使用権原を確保すること。

③ 対象施設及び対象設備の維持管理等に関する業務

S P C は本事業の事業期間中、対象施設及び対象設備の維持管理等を行うとともに、必要に応じて対象施設及び対象設備の更新を行う。

④ 本事業衛星の運用に関する業務

S P C は本事業の事業期間中、本事業衛星の運用に関する以下の業務を行う。

- ・衛星管制に係る業務
- ・放射計データに係る業務
- ・通報局資料に係る業務

(5) 提供される業務の要求水準

業務要求水準書（資料－2）によるものとする。

(6) 事業方式

本事業は、S P C が自らの資金で対象施設及び対象設備の整備等及び維持管理等を行うとともに、これらを用いて本事業衛星の運用を行う。なお、本事業を国有地を使用して実施する場合は、事業期間等終了時点の後、建物は国に無償で譲渡し、それ以外の対象設備については、事業期間等終了時点までに S P C が撤去するものとし、民有地を使用して実施する場合は、事業期間等終了時点後も対象施設及び対象設備は国に譲渡を行わないものとする。

(7) 事業期間等

① 事業期間

事業契約締結の日から平成 42 年 3 月 31 日まで。

なお、国が実施する事業の要請により、事業期間終了時に本事業衛星の軌道外投棄が終了していなかった場合、本事業衛星の軌道外投棄が終了するまで、国は S P C に事前に通告することにより、本事業を延長することができる。

② 今後の事業スケジュールは次のとおりである。

平成 22 年 1 月 29 日	入札公告
平成 22 年 2 月 5 日	入札価格の基準金利設定日 第一次審査資料及び第二次審査資料の作成説明会
平成 22 年 1 月 29 日～平成 22 年 2 月 10 日	本入札説明書に関する質問（参加資格関係）受付期間
平成 22 年 1 月 29 日～平成 22 年 2 月 19 日	本入札説明書に関する質問（参加資格関係以外）受付期間
平成 22 年 2 月 22 日	本入札説明書に関する質問（参加資格関係）回答公表
平成 22 年 1 月 29 日～平成 22 年 3 月 1 日	第一次審査資料の受付期間
平成 22 年 3 月 12 日	第一次審査結果の通知
平成 22 年 3 月 15 日～平成 22 年 3 月 19 日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間

平成 22 年 3 月 19 日	本入札説明書（参加資格関係以外）に関する質問回答公表
平成 22 年 3 月 12 日～平成 22 年 3 月 19 日	競争的対話に関する質問受付期間
平成 22 年 3 月 29 日～平成 22 年 4 月 19 日	競争的対話の実施
平成 22 年 4 月 9 日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
平成 22 年 5 月 10 日	入札書及び第二次審査資料の提出
平成 22 年 5 月～6 月	第二次審査資料のヒアリング
平成 22 年 7 月 8 日	開札及び落札者の決定
※開札の結果、再度入札となった場合は以後の日程	が変更になる場合がある。
平成 22 年 8 月頃	落札者との基本協定の締結
平成 22 年 9 月頃	S P C との事業契約の締結
平成 27 年 4 月 1 日	運用開始
平成 42 年 3 月 31 日	P F I 事業の終了

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

- ① 入札参加希望者は、3. (4) に掲げる業務等を実施する予定の企業によって構成される 1 者又は複数者からなるグループ（以下まとめて「応募グループ」という。）とする。応募グループのうち、S P C に出資を行い、かつ応募手続きを行う企業を「代表企業」として定める。なお、応募グループは、代表企業のほか「構成員」（応募グループを構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、S P C に出資を行う企業をいう。以下同じ。）、及び「協力会社」（応募グループを構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、S P C から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）から構成される。
- ② S P C の株主は以下の要件を満たすこととする。
 - (ア) 代表企業及び構成員である株主が S P C の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。
 - (イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
 - (ウ) S P C の株主は、原則として事業期間等終了時点まで S P C の株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行なわないこと。
- ③ 入札参加希望者は、応募にあたり、代表企業、構成員及び協力会社を明らかにする。また、S P C からの受託又は請負により代表企業、構成員又は協力会社が以下の業務に携わることが予定している場合には、入札参加希望者はその旨を明らかにする。
 - (ア) 対象施設及び対象設備の整備等に関する業務
 - (イ) 対象施設及び対象設備の維持管理等に関する業務
 - (ウ) 本事業衛星の運用に関する業務

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務を、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えない。
- ④ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力会社を変

更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討のうえ、認めた場合はこの限りではない。

- ⑤ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。
- ⑥ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除く。
- ⑦ 上記⑥の「資本関係」又は「人的関係」のある者とは、次に定める基準に該当する場合をいう（以下同じ）。

(ア) 資本関係

当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこと。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 国が本事業に関する検討を委託した株式会社日本総合研究所（同協力事務所として西村あさひ法律事務所）又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑤ 国が別途実施している「静止地球環境観測衛星（ひまわり 8 号及び 9 号）の製造等業務請負」を受注した事業者又は当該事業者と資本関係若しくは人的関係において関連のある者でないこと。ただし、3.（4）に定める各業務の一部に関して、SPC が当該事業者から物品を調達し、当該物品に係る保守等の業務を委託する場合、当該事業者は代表企業、構成員又は協力会社とはならない。
- ⑥ 16.（2）に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

なお、外国法人においては、上記①及び②について、その適用法令において同等の要件を満たしていると国が確認できることが必要である。

(3) 本事業衛星の運用を行う企業の参加資格要件

静止地球環境観測衛星の運用に関する業務に携わる企業（以下「運用企業」という。）は、代表企業又は構成員でなければならない。

運用企業は以下の要件を満たすこと。

① 本事業衛星の運用開始時点において、電波法（昭和25年5月2日法律第131号。以下「電波法」という。）第39条に定める無線設備の操作を行うことができる無線従事者が必要数在籍していること。

② 静止衛星について次の運用経験を全て満たすこと。

ただし、静止衛星は必ずしも気象衛星である必要はなく、運用経験に追跡管制の経験は含まない。

・少なくとも1機以上の静止衛星について、軌道上試験終了から軌道外投棄までの運用経験を有すること。

・延べ15〔年・機〕以上の静止衛星運用経験を有すること。

※運用実績単位の〔年・機〕について

1機の衛星を1年間運用したときを1〔年・機〕と定義する。

本事業で運用を委託する予定と同じ2機の衛星を15年間運用した場合は15年×2機=30〔年・機〕の実績となる。

③ 平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」又は「B」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、第二次審査開始までに平成22・23・24年度競争参加資格を取得すること。

(4) 対象施設の建設を行う企業の要件

S P Cが対象施設を新たに建設する場合においては、当該年度における有効な国土交通省競争参加資格（気象庁を希望した者に限る）又は気象庁一般競争参加資格において、「建築工事業」の「A」又は「B」等級に格付けされた競争参加資格を有する者に建設工事を行わせること。

5. 担当部局

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係

電話 03-3212-8341（代表）内線2183

URL : <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/pfi/satope/index.html>

メールアドレス himawari89pfi@met.kishou.go.jp

6. 競争参加資格の確認（第一次審査）等

(1) 入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の受付等

入札参加希望者は、本入札に参加することを表明し、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）を提出し、支出負担行為担当官より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに第一次審査資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

① 提出期間

平成 22 年 1 月 29 日（金）から平成 22 年 3 月 1 日（月）まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 00 分まで。

② 提出方法

第一次審査資料の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

③ 提出先

5. に同じ。

(2) 提出書類様式

提出書類は、「静止地球環境観測衛星の運用等事業 様式集及び記載要領」（以下「様式集及び記載要領」という。）（資料－3）に従い作成すること。

(3) 第一次審査資料及び第二次審査資料作成説明会

第一次審査資料及び第二次審査資料（本事業に関する提案内容を記載した資料をいう。以下同じ。）の作成に係る説明会を次のとおり実施する。なお、当該説明会に参加するものは、本入札説明書を持参すること。

① 日 時：平成 22 年 2 月 5 日（金）15 時 00 分から 18 時 00 分まで

② 会 場：〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4 気象庁 5 階大会議室

③ 申込方法：当該説明会に参加を希望する場合は、様式集及び記載要領（資料－3）により参加申込書を申込先へ持参又は郵送（書留郵便等配達した記録が残るものに限る。以下同じ。）により申込みすること。なお、会場での直接による申込み及び電送による申込みは受け付けない。

④ 受付期間：平成 22 年 1 月 29 日（金）から平成 22 年 2 月 3 日（水）まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 00 分まで。

⑤ 申 込 先：5. に同じ。

⑥ そ の 他：当該説明会への申込みは、第一次審査資料の提出を予定する者とする。

(4) 競争参加資格の確認は、第一次審査資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 22 年 3 月 12 日（金）までに書面で通知する。

(5) 競争参加資格確認後は、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社を入札書及び第二次審査資料の提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において 4. に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合に限り、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を様式集及び記載要領（資料－3）に従い提出すること。

(6) その他

① 第一次審査資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 支出負担行為担当官は、提出された第一次審査資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された第一次審査資料は、返却しない。
- ④ (5) ただし書に該当する場合を除き、第一次審査資料の提出期限以降における第一次審査資料の差し替え及び再提出は認めない。従って、入札参加希望者は様式集及び記載要領(資料-3)を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、第一次審査資料を作成すること。
- ⑤ 第一次審査資料に関する問い合わせ先 5. に同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により、説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成22年3月15日(月)から平成22年3月19日(金)まで。
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 提出方法：書面により持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
- ③ 提出先：5. に同じ。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成22年4月9日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 本入札説明書に対する質問

(1) 本入札説明書に対する質問(実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。)がある場合には、様式集及び記載要領(資料-3)に従い質問書を提出すること。

- ① 提出期間
持参する場合は、下記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
(ア) 参加資格関係の質問
平成22年1月29日(金)から平成22年2月10日(水)まで
(イ) 参加資格関係以外の質問
平成22年1月29日(金)から平成22年2月19日(金)まで

- ② 提出方法
持参、郵送又は電子メールのいずれかにより期限までに必着するように提出すること。なお、持参又は郵送する場合は、Microsoft Excel(バージョン2003以前)で作成した質問書が記録された電子ファイルをCD-Rに保存して、質問書の印刷物を添付のうえ提出するものとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。ただし、電子メールの場合は質問者の責任において着信を確認する。また、担当者の部署、氏名、電話及びFAX番号、メールアドレスを必ず記載すること。

- ③ 提出先：5. に同じ。

(2) 国は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、(1)の質問に対する回答を、気象庁のホームページに掲載する。

① 掲載期間

(ア) 参加資格関係の質問

平成 22 年 2 月 22 日（月） 9 時 30 分から平成 22 年 5 月 10 日（月） 17 時 00 分まで。

(イ) 参加資格関係以外の質問

平成 22 年 3 月 19 日（金） 9 時 30 分から平成 22 年 5 月 10 日（月） 17 時 00 分まで。

なお、入札参加希望者が、第二次審査資料作成に当たって、早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、平成 22 年 3 月 19 日（金）以前に回答を公表することがある。

② URL : 5. に同じ。

9. 競争的対話の実施

国は、競争参加資格の確認を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象に、本事業に関する提案内容の要求水準の充足の是非について、質問書を事前に受領したうえで、個別対面により質問回答を行う。詳細については、別紙 2「競争的対話方式について」を参照のこと。

10. 入札書及び第二次審査資料の提出

入札参加者は、入札書及び第二次審査資料を提出すること。

なお、以下の提出期限までに入札書及び第二次審査資料を提出しない者は本入札に参加することができない。

(1) 提出期限：平成 22 年 5 月 10 日（月） 17 時 00 分まで。

郵送による提出の場合は、上記日時に必着させること。

(2) 提出方法：持参又は郵送により行うこと。

(3) 提出先 : 5. に同じ。

11. 入札方法等

(1) 入札方法

① 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。

② 入札書は持参又は郵送によること。電送による入札は認めない。

③ 入札書は、様式集及び記載要領（資料-3）に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名（グループ名及び代表企業の氏名）を表記し、入札公告に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。

④ 郵送により入札書を提出する場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官気象庁総務部長福内直之宛の親展で提出しなければならない。

⑤ ④の入札書は入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

⑥ 入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて送付すること。

⑦ 入札参加者は、代理人（入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。）

をして入札させるときは、その委任状を様式集及び記載要領（資料－３）に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。ただし、郵便による入札の場合は、⑥と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて送付すること。

- ⑧ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑨ 入札参加者は、予決令第 71 条第 1 項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

（２）入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了（入札書及び第二次審査資料の提出をいう。）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- ① 入札執行前にあつては、様式集及び記載要領（資料－３）に定める「入札辞退届」を 5. の場所に直接持参、又は郵送（入札書及び第二次審査資料提出日の前日までに到達するものに限る。）することにより、申し出るものとする。
- ② 入札中にあつては、「入札辞退届」又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出することにより、申し出るものとする。

（３）公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（４）入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（５）入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「静止地球環境観測衛星の運用等事業 サービス対価の算定及び支払方法」（以下「サービス対価の算定及び支払方法」という。）（資料－４）を参照すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

（６）入札執行回数

入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。なお、2 回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

12. 第二次審査資料等

- （１）第二次審査資料は、様式集及び記載要領（資料－３）に従い作成すること。

(2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る全ての費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 第二次審査資料の取扱い・著作権

① 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は第二次審査資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査資料については返却する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている技術やノウハウ等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

③ 資料の公開

発注者は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提出資料（選定されなかった入札参加者からの提出資料を含む）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより、提案した入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については発注者と各入札参加者との間で協議する。

(4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 複数の提案を行うことはできない。

(6) 第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の差し替え、追加、削除、変更等はできない。

(7) 第二次審査資料に関する問い合わせ先は 5. に同じ。

13. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

国は、本契約の締結日から 9 号衛星に係る運用開始日までを期間として、次の①から③までのいずれかの方法による事業契約の保証を求める。

① 会計法（昭和 22 年法律第 35 号。以下「会計法」という。）第 29 条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付

② 会計法第 29 条の 9 第 2 項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

③ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供。

(ア) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。

なお、保証金額又は保険金額は、施設・設備整備費（割賦手数料を除く。）の 10 分の 1 以上に相当する額とする。ただし、8 号衛星に係る運用開始日から 9 号衛星に係る運用開始日までの間は、9 号衛星に係る施設・設備整備費（割賦手数料を除く。）の 10 分の 1 以上に相当する額とする。

S P C が②に掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、③に掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除する。

施設・設備整備費の変更があった場合には、保証の額が変更後の施設・設備整備費（割賦手数料を除く。）の 10 分の 1 に達するまで、国は保証の額の増額を請求することができ、S P C は保証の額の減額を請求することができる。

14. 開札

(1) 日 時：平成 22 年 7 月 8 日（木）14 時 00 分

(2) 場 所：〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4
気象庁 613 共用会議室

(3) その他：入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

15. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに 4. に掲げる資格を失った者、又は、開札の時に 4. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 入札参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札

(4) 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札

(5) 記名押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

(10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

16. 落札者の選定方法

(1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業提案をした者を選定する総合評価落札方式（会計法第 29 条の 6、予決令第 91 条第 2 項）により落札者を選定する。

また、本事業は、政府調達協定（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、事業者の選定手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

（2）事業者の選定体制

国は、事業者の選定にあたり、PFI法第8条に定める客観的な評価を行うため、国が平成21年9月11日付けで設置した「静止地球環境観測衛星の運用等事業有識者等委員会」（以下、「有識者等委員会」という。）に対し、入札参加者の事業提案に対する評価についての調査審議を委ね、有識者等委員会による調査審議の結果を受けて、総合評価落札方式により落札者を選定する。

なお、有識者等委員会の構成員は以下のとおり。ただし、必要に応じ専門委員を置くことが出来るものとする。また、行政委員にあつては、人事異動が発生した場合はその官職に就いた後任者とする。

委員長	山内 弘隆	一橋大学大学院 商学研究科 教授
副委員長	根本 祐二	東洋大学大学院 経済学研究科 教授
委員	近藤 康之	日本放送協会 報道局 編集主幹
委員	中須賀 真一	東京大学大学院 工学系研究科 教授
委員	前田 博	西村あさひ法律事務所弁護士
行政委員	福内 直之	気象庁総務部長
行政委員	後藤 浩平	気象庁総務部経理管理官
行政委員	小澤 芳郎	気象庁観測部長
行政委員	藤村 弘志	気象庁観測部計画課長
行政委員	川津 拓幸	気象庁観測部気象衛星課長

（3）落札者の選定方法

国は、以下の手順により落札者を選定する。

① 第一次審査

第一次審査は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、入札参加希望者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

② 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業提案を評価するものであり、「静止地球環境観測衛星の運用等事業 事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）（資料-5）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

国は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業の提案内容の評価についての審査を有識者等委員会に委ねる。

また、国は、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時は追って通知する。

③ 開札

国は、選定基準（資料－５）に定める必須項目審査を通過した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業提案の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

④ 総合評価

(ア) 入札参加者は入札書及び第二次審査資料をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、(イ)によって得られる基礎点と評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札参加者からの事業提案を本入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としないことがある。

(A) 事業提案が要求水準（必須項目）を全て充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案が全ての要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは資料作成の不備がある場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

(B) 事業計画に関する提案が要求水準（必須項目）を充足したうえで、更に国が特に重視する項目（加点項目）について、優れていると認められるものについては、その程度に応じて評価点を付与する。

(ウ) (ア)において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑤ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、官報掲載及び気象庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、P F I 法第 8 条に規定する客観的評価については、国が落札者と基本協定を締結した後に公表する。

17. 基本協定書の締結

落札者は、落札者決定後 7 日以内に、国（支出負担行為担当官）を相手方として、「静止地球環境観測衛星の運用等事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）（資料－ 6）により、基本協定を締結しなければならない。ただし、落札者は、国の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

18. 特別目的会社（S P C）の設立等

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社として、S P C を事業契約締結時までに設立する。

なお、落札者等の S P C に対する出資に関する詳細については、基本協定書（案）（資料－ 6）を参照のこと。

19. 事業契約の締結

(1) 契約書作成の要否等

事業契約書（案）（資料－ 1）により、作成するものとする。

(2) 事業契約の締結

S P Cは、落札者決定後2ヶ月以内に、国（支出負担行為担当官）を相手方として、事業契約書（案）（資料－1）に基づき事業契約を締結しなければならない。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額とする。

20. 手続における交渉の有無 無。

21. 支払条件

サービス対価の算定及び支払方法（資料－4）を参照のこと。

22. 建設工事保険等付保の要否

事業契約書（案）（資料－1）を参照のこと。

23. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

24. 苦情申立

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-3581-0984（直通））に対して苦情を申立てることができる。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁観測部気象衛星課

電話 03-3212-8341（代表）内線 4850, 4853

メールアドレス himawari89pfi@met.kishou.go.jp

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加希望者は、本入札説明書を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申立てることはできない。
- (4) 第一次審査資料又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 事業提案については、その後の他の事業等において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのある提案については、この限りでない。
- (6) 事業提案を認めることにより、落札者の責任が軽減されるものではない。

27. 添付資料

添付資料は次のとおりとする。

資料－1	静止地球環境観測衛星の運用等事業	事業契約書（案）
資料－2	静止地球環境観測衛星の運用等事業	業務要求水準書
資料－3	静止地球環境観測衛星の運用等事業	様式集及び記載要領
資料－4	静止地球環境観測衛星の運用等事業	サービス対価の算定及び支払方法
資料－5	静止地球環境観測衛星の運用等事業	事業者選定基準
資料－6	静止地球環境観測衛星の運用等事業	基本協定書（案）
資料－7	静止地球環境観測衛星の運用等事業	業績等の監視及び改善要求措置要領
資料－8	静止地球環境観測衛星の運用等事業	事業対象用地の諸元等

別紙1 事業場所について

国は、本事業を実施するための対象施設の立地場所として、以下の事業実施用地を確保することとしている。具体的な土地の諸元については、事業対象用地の諸元等（資料－8）を参照のこと。

なお、民間事業者の自主的な提案により国が確保する事業実施用地以外に対象施設を整備する場合は、原則として民間事業者が業務要求水準書（資料－2）の条件を満たす事業実施用地及び建物を自ら確保すること。ただし、事業期間等終了時点まで本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、賃貸借によることもできる。

- ・北海道 北海道函館市美原3丁目4－4
- ・埼玉県 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸1440-1
- ・鹿児島県 鹿児島県西之表市西之表16314-6

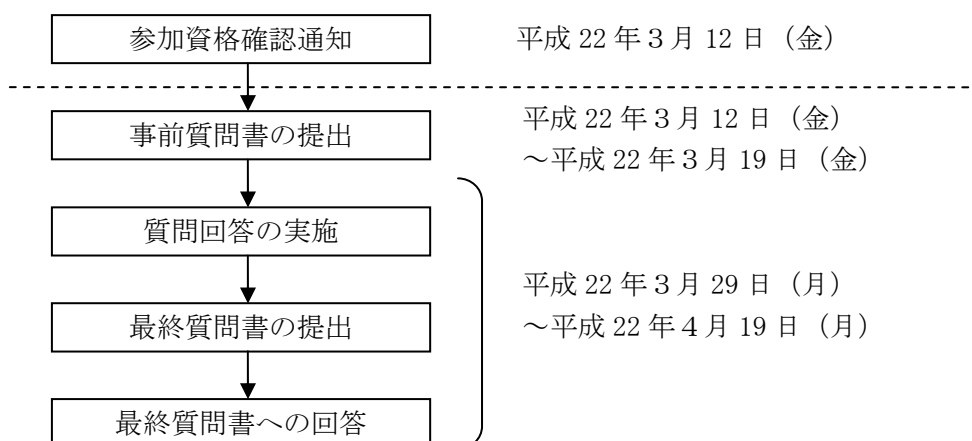
別紙2 競争的対話方式について

国は、入札参加者を対象に、予定している事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かをあらかじめ確認すること等を目的に、競争的対話を実施する。競争的対話の実施に当たっては、要求水準の充足の是非等に関する質問書を事前に受領したうえで、個別対面により質問回答を行う。

なお、質問書及び個別対面の内容は、原則として、落札者決定後に公表する。ただし、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものの取り扱いは、別途協議の上、決定する。また、個別対面の過程で、公平性の観点から全ての入札参加者に共通で明示すべき条件が明らかとなった場合は、本入札説明書の修正、入札参加者に対する補足説明等の手続きを行う。

1. 実施手順

競争的対話の実実施手順は、以下に示すとおりである。実施日時等については、第一次審査結果の通知後、入札参加者の代表企業に通知する。



2. 実施方法

(1) 事前質問書の提出

国は、要求水準の充足の確認等に対する質問を以下のとおり受け付ける。

- ① 提出方法：入札参加者に別途通知する様式により質問を作成し、持参、郵送又は電子メールのいずれかにより期限までに必着するように提出すること。なお、持参又は郵送する場合は、Microsoft Excel(バージョン 2003 以前)で作成した質問書が記録された電子ファイルを CD-R に保存して、質問書の印刷物を添付のうえ提出するものとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。ただし、電子メールの場合は質問者の責任において着信を確認する。また、担当者の部署、氏名、電話及び F A X 番号、メールアドレスを必ず記載すること。
- ② 提出先：本文の 25. に同じ。

(2) 個別対面の実施

国は、入札参加者より提出のあった事前質問について、各入札参加者と個別対面により質問回答等を行う。ただし、設備構成図など図面等による説明を要する質問事項については、所要

時間の範囲内であれば、追加による質問を認めるものとする。

質問回答の基本的な実施方法については、以下を予定している。詳細については、第一次審査結果の通知後、入札参加者の代表企業に通知する。

① 所要時間

1 入札参加者あたり 2 時間程度

② 質問回答の内容

国は、予定している事業提案の内容が要求水準を充足するものであるか否か等について回答する。

また、各々の質問について、公開の是非を協議する。

③ 持参資料

入札参加者は、質問回答の実施に際して、質問に係る参考資料を持参することができる。

(3) 最終質問書の提出

国は、事前質問書による質問及び(2)にて行われた追加質問をまとめた、要求水準の充足に関する最終質問を以下のとおり受け付ける。

① 提出方法：入札参加者に別途通知する様式により質問を作成し、持参、郵送又は電子メールのいずれかにより期限までに必着するように提出すること。なお、持参又は郵送する場合は、Microsoft Excel(バージョン 2003 以前)で作成した質問書が記録された電子ファイルを CD-R に保存して、質問書の印刷物を添付のうえ提出するものとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。ただし、電子メールの場合は質問者の責任において着信を確認する。また、担当者の部署、氏名、電話及び F A X 番号、メールアドレスを必ず記載すること。

② 提出先：本文の 25. に同じ。

(4) 最終質問書への回答

国は、要求水準の充足に関する質問への回答のうち、公開すべきと判断された質問について、本文の 5. に示すホームページで公表する。また、非公開と判断された質問については、同日までに質問した入札参加者へ回答を行う。

なお、(2)における個別対面の内容は、最終質問書への回答を経た段階で効力を発するものとする。

3. 実施体制

(1) 入札参加者

入札参加者は、代表企業、構成員、協力会社等のうちから、質問回答の出席者を選出することができる。

(2) 発注者

質問回答における発注者の体制は、有識者等委員会の一部委員及び事務局等とする。